

行政

村政懇談会を開催します

村では、第3次鯨川村振興計画に基づき、これまで行ってきた施策や事業の報告をし、広く村民皆さまの意見、ご要望を聴き、皆さまとともにさらに村政を発展させることを目的として、村政懇談会を開催します。村からは、村長、各課長等が出席します。行政区ごとに懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

■問い合わせ 村企画調整課 ☎4913115

村政懇談会開催日時

日 時	会 場	対象地区
7月7日(火)午後7時～	西山区集落センター	西山区
7月9日(木)午後7時～	公民館	赤坂中野区
7月10日(金)午後7時～	公民館	赤坂東野石井草区
7月16日(木)午後7時～	富田区集落センター	富田区
7月21日(火)午後7時～	渡瀬区集落センター	渡瀬区
7月22日(水)午後7時～	青生野集落センター	青生野区
7月28日(火)午後7時～	赤坂西野区民センター	赤坂西野区

「麻しんおよび風しん1期予防接種」対象の方には、保健師が訪問したときに、その他対象の方には、4月に予防接種のお知らせと予防票を学校から、または村から郵送にて配付しました。これらの感染症は病気にかかった方や周囲の方々に、多くの健康被害を及ぼします。

また、摂取できる期間が概ね一年間と短期間でもありますので、まだ受けていない場合には、夏休みを利用して早めに接種してください。接種方法でご不明な点がありましたら、役場住民福祉課健康係までお問い合わせください。

各種予防接種の対象年齢

●麻しんおよび風しん

I期：1歳～2歳未満

II期：5歳～7歳未満（幼稚園児）

III期：12歳～13歳（中学1年生）

IV期：17歳～18歳（高校3年生）

●二種混合

11歳～13歳未満（小学6年生）

■問い合わせ 村住民福祉課健康係 ☎4913112

年金

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。老後に受け取る老齢基礎年金のほか、万が一のときは障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れます。

平成21年度の国民年金の保険料は月額14,660円ですが、失業や収入が少ないなどの経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の全額免除または一部納付（一部免除）の制度がありますので申請手続きをしてください。ただし、昨年免除を申請して該当になった方で、申請書の中の「翌年度以降も継続して免除を希望する」欄で（はい）につけた場合は、継続して申請があったものとみなされますので、申請する必要はありません。

免除制度は4段階

保険料の免除制度は、「全額免除」（全額を免除）と「半額納付」（半分納付し、残

りの半分を免除）、「4分の1納付（4分の1納付し、残り4分の3を免除）」、「4分の3納付（4分の3納付し、残り4分の1を免除）」があります。

免除期間も年金額に反映

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1（将来は2分の1）は国の負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に、国の負担に相当する額が年金額に反映されます。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料を納付しなかった場合は、一部免除が無効となり、未納と同じ扱いとなるため、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付するよう注意が必要です。

予防

予防接種はお済みですか 定期予防接種対象の方へ

免除を受けた保険料は後から納付できます

免除や猶予を受けた保険料は、将来、受け取る年金額が少なくならないよう10年前までさかのぼって納めることが出来ます（追納制度）。

免除手続きに必要なもの

▼印鑑

▼年金手帳、納付書など基礎年金番号が分かるもの

▼今年1月以降に転入された方は所得証明書（または源泉徴収票および確定申告書の写し）

▼失業を理由とする場合は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し

免除の基準

申請者本人と配偶者、世帯主の前年の所得により審査されます。

■免除の基準

免除の種類	月額保険料
全 額 免 除	0円
4 分 の 3 免除	3,670円
半 額 免 除	7,330円
4 分 の 1 免除	11,000円

それ以外には、失業、天災、倒産、事業の廃止などを理由とするときに限られます。

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の手続きを

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されますので手続きをしてください。

■問い合わせ 福島社会保険事務局白河事務所 ☎024812714164 村住民福祉課住民係 ☎4913113